

岩手県告示第564号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

平成30年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 盛岡市小貝沢鳥獣保護区のうち、盛岡市新庄字小貝沢1番地1から1番地8まで、1番地10並びに2番地及び23番地7の区域
- 3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
  - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 特別保護地区の指定目的 この地域は、盛岡市の東部の北上山地に位置し、クリ、コナラ等を主体とした広葉樹二次林とスギ、アカマツ、カラマツ等の人工林とからなっており、地域全体が当市の重要な水源地帯となっている。また、以前からニホンツキノワグマなどの森林性の獣類やオオルリなどの森林性鳥類の生息に適した環境となっている。

特に、特別保護地区は、クリ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、また、国内希少野生動植物に指定されているものも確認されている等、多種の野生鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、盛岡市小貝沢鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
  - (3) 管理方針
    - ア 鳥獣の繁殖時期における人の不用意な立ち入り等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視等を実施する。
    - イ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 平成30年7月20日から同年8月2日まで
  - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部